

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号。以下「情報公開条例」という。）第13条第4項の規定に基づき令和4年3月14日付3太教学第3564号により諮問を受けました件について、同条第6項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年12月3日付3太教学第2644号で行った情報一部公開決定処分¹の判断は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和3年11月19日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和3年12月3日付3太教学第2644号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、「令和3年度福岡県学力調査（経年変化）」の黒塗りされている情報（以下「黒塗り情報」という。）の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

令和3年11月19日、審査請求人は、実施機関に対して、情報公開条例第6条及び同施行規則（平成9年規則第12号）第3条の規定に基づき、「太宰府市に関する『令和3年度福岡県学力調査結果』がわかる書類」について、情報公開請求をした。

イ 一部公開決定

令和3年12月3日、実施機関は請求された情報が情報公開条例第10条第5号及び第7号に該当し、その理由を「福岡県学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎず、その結果を公にすることにより、序列化や過度の競争が生じるおそれがあり、教育上の効果や影響に十分配慮する必要がある。学校名及びその結果が推測できる情報は、学校の序列化等の結果を生み、

当該調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、また特定のものに不利益を与えるおそれがあり、情報公開条例第 10 条第 5 号に該当するため。」、また「同情報は、学校の序列化等の結果を生み、社会的差別を助長するような結果が発生するおそれがあり、情報公開条例第 10 条第 7 号に該当するため。」として、情報の一部を公開することの決定を行った。(令和 3 年 12 月 3 日付 3 太教学第 2644 号)

ウ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 28 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 4 年 3 月 28 日付の反論書及び同年 4 月 5 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

- (1) 実施機関は、弁明書の中で「調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎない」と述べているにも関わらず、「黒塗り情報が公開されると、どうして学校の序列化等の結果を生み、当該調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、また特定のものに不利益を与えるおそれがあるのか」について、具体的かつ合理的な説明を行っておらず、黒塗り情報が情報公開条例第 10 条第 5 号に該当することについて立証責任を果たしていない。

福岡県は、令和 3 年度全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査調査結果報告書で県内を 6 地区に分けて調査結果を公表し、さらに各市町村の結果も公表している。

このことから、黒塗り情報を公表しても、実施機関が主張する黒塗り情報を公開すると学校の序列化等の結果を生み、当該調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、また特定のものに不利益を与えるおそれはないと考えられるため、情報公開条例第 10 条第 5 号に該当しない。

- (2) 実施機関は、学校が特定できる状態での黒塗り情報の公開が、学校の序列化等の結果を生み、社会的差別を助長するような結果が発生するおそれがあることについて、具体的かつ合理的な説明を行っておらず、情報公開条例第 10 条第 7 号に該当することについて、立証責任を果たしていない。

以上のとおり、実施機関は、情報公開条例第 10 条第 5 号及び第 7 号に該当することを立証できておらず、黒塗り情報は、情報公開条例第 10 条第 5 号及び第 7 号に該当しないため、黒塗り情報を公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和 4 年 3 月 14 日付の弁明書及び同年 4 月 5 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

「令和 3 年度 福岡県学力調査」(以下「当該調査」という。)は、福岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)によって、令和 3 年 6 月 15 日に福岡県内の小中学校において、小学校 5 年生、中学校 1 年生、中学校 2 年生を対象に実施されたものであり、

当該調査の目的は、「令和3年度福岡県学力調査実施要領（以下「実施要領」という。）に次のように記載されている。

- ① 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、県内各地域における児童生徒の学力の状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ② 各市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）、学校が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルの維持・向上を支援する。
- ③ 各学校が、児童生徒の学力の状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

当該調査の結果については、「令和3年度福岡県学力調査の結果速報について（依頼）」（令和3年9月8日付3教義第2566号）により、市町村教育委員会及び各学校に提供されている。

本件文書は、当該調査の調査結果をもとに、福岡県全体と太宰府市を比較したものであり、さらに、経年変化を把握するため、福岡県全体との比率を示したものである。実施要領の目的のとおり、調査結果を分析することにより、本市の教育施策の成果と課題を把握し、取り組みの改善に繋げるために作成した資料である。

当該調査の実施主体である県教育委員会は、当該調査の調査結果の取扱いの配慮事項について、実施要領「7 調査結果の取扱い」の「(3) 調査結果の取扱いについての配慮事項」（以下「配慮事項」という。）において、以下のように示している。

ア 教育委員会又は学校は、調査結果を公表・開示するときは、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること及び学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響に十分配慮するものとする。

イ 県教育委員会は、市町村名、学校名又は児童生徒名が特定されるような調査結果については公表を行わず、また、福岡県情報公開条例第7条第1項第4号の規定を根拠として、非開示情報として取り扱うものとする。

ウ 市町村教育委員会は、県教育委員会から提供を受けた調査結果について、ア及びイを参考に、公表・開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、この実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に取り扱うものとする。

配慮事項のアに基づき、当該調査の調査結果の公表・開示するときは、学校の序列化や過度の競争が生じることがないように十分な配慮が必要である。

県教育委員会は、配慮事項のイにおいて、市町村名、学校名又は児童生徒名が特定されるような調査結果について、福岡県情報公開条例（以下「県条例」という。）第7条第1項第4号の規定を根拠に非開示情報として取り扱うものとされている。

配慮事項のウにおいては、市町村教育委員会による調査結果の取扱いについて、配慮事項のア及びイを参考に、公表・開示により学力調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、適切に取り扱うものとされている。

以上のことから、本件文書において、学校名及びその結果が推測できる情報の公開は、

学校の序列化等の結果を生み、当該調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、また特定のものに不利益を与えるおそれがあるため、県条例第7条第1項第4号と同様の理由にあたる情報公開条例第10条第5号の規定により、非公開情報とした。

また、当該調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないにも関わらず、学校が特定できる状態での情報の公開は、学校の序列化等の結果を生み、社会的差別を助長するような結果が発生するおそれがあるため、情報公開条例第10条第7号に該当する。

なお、審査請求人は「太宰府市に関する」情報の開示を求めており、市全体の調査結果の開示請求であり、学校毎の調査結果を求めていないと推察できるため、たとえ学校名及びその結果が推測できる情報を非公開情報としても、審査請求人が情報公開請求で求める情報の内容を満たすものである。

5 審査会の判断

本件において、公開請求の対象となっている文書は、「令和3年度 福岡県学力調査(経年変化)」であると特定した。本件処分においては、そのうちの一部が伏せられており、以下、これらを非公開としたことの妥当性について検討する。この点、実施機関は本件処分の根拠として情報公開条例第10条第5号と同条第7号を挙げるが、同条第7号が公開を要しない情報として挙げるのは「人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報」であり、実施機関の挙げる「学校の序列化」や「社会的差別の助長」が情報公開条例第10条第7号に該当する事由であるとは考え難い。そこで以下では、本件処分と情報公開条例第10条第5号の関係に関する当審査会の判断を示すことにする。

(1) 情報公開条例第10条第5号の規定

情報公開条例第10条第5号によれば、市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるものを公開する必要はない。本件で公開されなかったのは、令和3年度に行われた福岡県学力調査の結果の一部であり、それを非公開とするのであれば、それによって「当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれ」、「当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれ」、「その他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれ」のいずれかが認められなければならない。市の「情報公開制度・個人情報保護制度 運用の手引」には同号の「運用」について記載するところはないが、情報公開条例第10条で列举されている事項は行政文書の公開を原則とする情報公開制度における例外事項であることを考えれば、それらの「おそれ」は十分な根拠に基づく具体的なものでなければならないと考えられる。

(2) 学力調査を行う目的、調査で得られた情報の扱い

そこで、まず本件調査が行われる目的を確認すると、「令和3年度福岡県学力調査実

施要領」によると、本件調査の目的を達成するためには、県内各地域・学校の児童生徒の学力の状況の把握・分析と、教育等の成果と課題の把握が必要であると考えられていることが分かる。本件調査では原則的に県内各学校のすべての児童生徒を対象としているのも、そうした目的を達成するためであると解される。そして、調査結果の取扱いについて、市町村教育委員会は「公表・開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、この実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に取り扱うものとする。」ことが求められている。実施要領におけるこうした説明をふまえると、本件では、黒塗り情報を開示することで、県内各地域・学校の児童生徒の学力の状況の把握・分析と、教育等の成果と課題の把握が難しくなり、それが調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが示されなければならない。

(3) 黒塗り情報を開示した場合に予想される影響

実施機関はその点について、学校名およびその結果が推測できる情報が公開されると、学校の序列化等を生むことと、特定のものに不利益を与えるおそれがあることを理由に挙げる。しかし、それらの情報が公表されている地域があることも考えると、学校名やその結果が推測できる情報が公開されることが、直ちに学校の序列化を生むのかは定かではない。また、それが当該事業の目的の達成や将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じることになることも、十分に示されているとはいいがたい。それゆえ、黒塗り情報を公開しない理由として「学校の序列化等」を挙げているだけでは、不十分である。その一方で、本件黒塗り情報が公開されるということになれば、学校別の結果について下位の学校の児童・生徒が自らの属する学校や地域について無用の劣等感を持つなど、当該学校の構成員にとっては不快に感じられる等の不利益を生ずるおそれがあり、ひいては、今後の学力調査において調査への協力の度合いを弱める学校・学級が現れることも考えられる。この場合には、今後の学力調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、しかも、これらのおそれは一般的、抽象的な可能性や危惧感にとどまらず、十分に根拠のあるものということができる。

(4) 結論

以上のように、黒塗り情報を公開することにより、直ちに学校の序列化等の結果を生むとは考え難く、本件調査の目的の達成や今後の適正な執行に対して著しい支障を生じさせるかも明らかでない。そして、実施機関のいう「特定のものに不利益を与えるおそれ」も抽象的であり、情報公開条例第10条第5号との関係で黒塗り情報を非公開とするための合理的な理由を実施機関が示しているとはいいがたい。しかし、本件黒塗り情報を公開することにより、学校関係者が不快に感じることは考えられ、学力調査に対する各校の協力に制限がかかることになれば、今後、実施機関や県が学力調査という事務事業執行するうえで、影響が生じることが想定されうる。よって当該調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、また特定のものに不利益を与えるおそれが認められるため、情報公開条例第10条第5号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年 3月18日 第1回審査会（審議）

令和4年 4月 5日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和4年 4月13日 第3回審査会（審議）